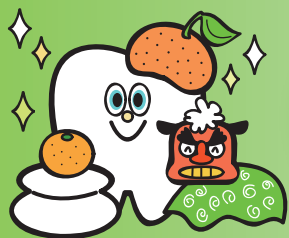


2019
01
January



CLIENT

H30.01.05 No.328



年頭のご挨拶

弊法人からのご連絡事項

- ・会計ソフトの年度更新について

P1

弊法人からのご連絡事項

- ・確定申告に必要な資料について

税務トピックス

- ・消費税率の引き上げ (1)

P5・6

P2

税務トピックス

- ・消費税率の引き上げ (2)

弊法人からのご連絡事項

- ・2019年度版「給与くん」のインストール

P7

P3・4



年頭のご挨拶

謹んで新春のお慶びを申し上げます。
昨年はおかげさまで、東京本社の移転を完了することができました。
皆様からは、多くのお花等をいただきまして感謝申し上げます。

気持ちを新たに社員一同、日頃のご愛顧に報いるべく努力いたしますので、
倍旧のご指導ご鞭撻を賜れますようよろしくお願い申し上げます。



グループ代表
中村 亨

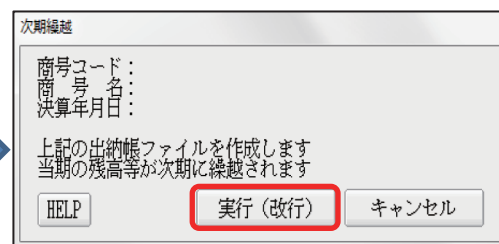
会計ソフトの年度更新について

弊法人からのご連絡事項

新しい年が始まりましたので、会計ソフトを年度更新していただく必要があります。
「JDL IBEX出納帳」は、12月までの入力が終わりましたら次期繰越を行ってください。

JDL IBEX出納帳

JDLIBEX出納帳は、メニュー画面 [データ管理・選択] → [次期繰越] をクリックします。
次期繰越後は、平成31年のデータになっていることを確認してください。



月日	伝番	相手科目	補助	摘要	入金	出金	残高
				※期首残高※			288,848

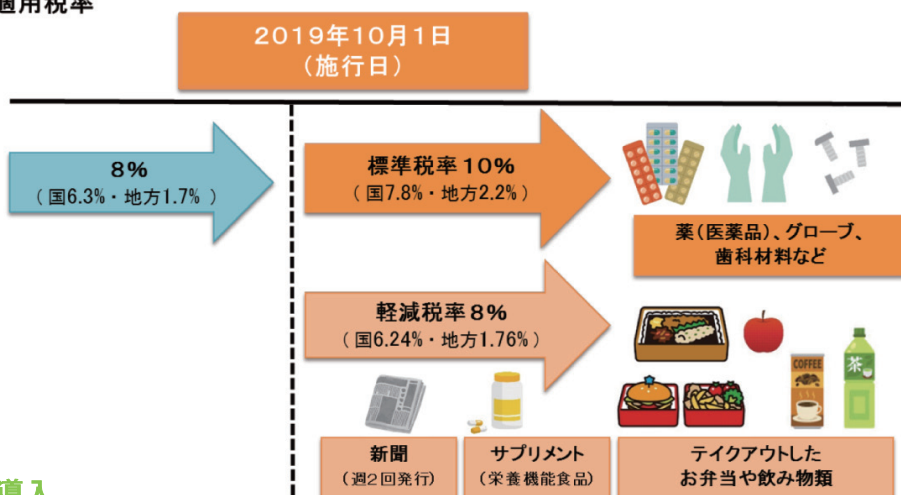
平成30年12月末の残高が、平成31年1月の期首残高として、自動で繰越されます。
そのまま、1月分の入力を開始してください。

安倍晋三首相は2018年10月15日、2019年10月1日に消費税率を現行の8%から10%に引き上げると表明しました。同時に、軽減税率の導入、個人消費の落ち込みを最小限にするため一定期間のポイント還元等の実施を指示しました。ただし「リーマン・ショックのようなことがない限り、消費税を引き上げる」との方針であり、実施については含みを残しています。

■ 適用税率の原則

消費税率10%への引き上げは、2019年10月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ等に係る消費税について適用されます（施行日前は、消費税率8%）。なお、施行日（適用開始日）以降に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、軽減税率の適用、または改正前の旧税率を適用するなどの経過措置が講じられます。

◇ 適用税率



■ 軽減税率の導入

日本では初の導入となる軽減税率が適用されるのは、下記のものになります。

◇ 軽減税率（8%）の対象品目

飲食料物	酒類を除く、食品表示法に規定する食品。一定の一体資産 ^{※1} を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
新聞	定期購読契約が締結されている週2回以上発行されているもの ^{※2} 。

※1 一体資産とは、食料品と一体となって販売されているものです（コーヒー豆とマグカップなど）。

※2 新聞は、電子版や月1回の発行のものは、軽減税率の対象にはなりません。

◇ 外食の定義、イートインの取り扱い

例えば、ファーストフード店でハンバーガーを持ち帰りにすれば、軽減税率（8%）が適用される一方、店内で飲食すると、外食に該当し標準税率（10%）が適用されます。

コンビニ店内にテーブルやイスを用意して、食事の提供をする場合は標準課税（10%）が適用されます。ただし、イスやテーブル等が置かれていても、その場所での「飲食禁止」を明示し、「実際に飲食がされていない」のであれば、該当せず、軽減税率が適用されるとしています。

◇ コンビニ等での食品販売の取り扱い（イスとテーブル等がある場合）

店内飲食		標準税率（10%）
持ち帰り		軽減税率（8%）
飲食禁止を明示 & 飲食の実態がない		全ての食品販売に軽減税率（8%）

P 7 裏表紙も消費税率の引き上げについてお伝えします。

記事に関するお問い合わせは、担当までご連絡ください
日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3593-3237

2019年度版「給与くん」のインストール

1月の給与計算を始める際に、給与計算ソフトも更新していただく必要がございます。

弊社より、アクティベーション情報及び会計事務所Key.Datファイルをメールで発行いたしますので、下記手順で「給与くんSimple2019」のダウンロード及びインストールを行ってください。

5. データ移行 が昨年までの操作から変更しておりますので、ご注意ください。

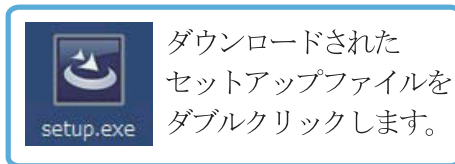


1. ダウンロード

① 医療事業部ホームページのトップ画面、一番下から「給与」をクリックし、給与くんホームページから【ダウンロード】のボタンをクリックします。

② ダウンロードページの「給与くん2019ダウンロード」をクリックします。

※ 「保存」をクリックして、デスクトップなどにダウンロードしてください。



ダウンロードされた
セットアップファイルを
ダブルクリックします。

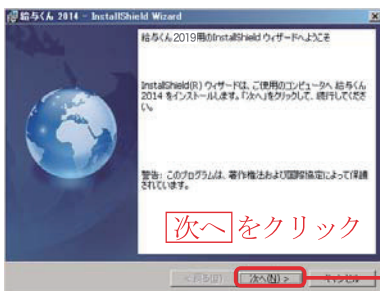


日本クレアス税理士法人
医療事業部ホームページ
<https://ca-medical.jp>

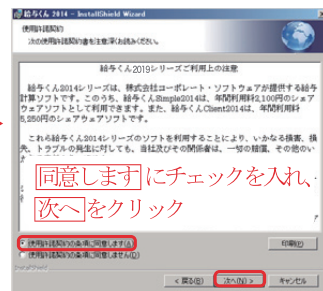
一番下までスクロール



2. インストール



次へをクリック



同意しますにチェックを入れ、
次へをクリック

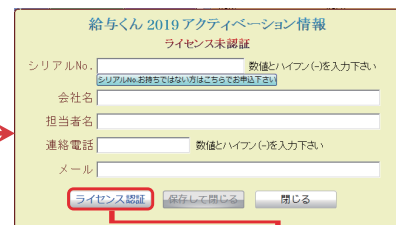
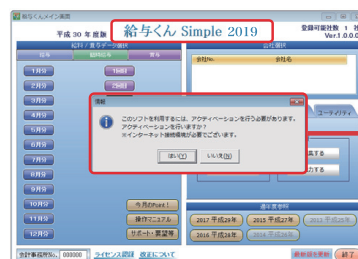
画面の指示に従ってインストールしてください。インストールが完了すると、デスクトップに右の給与くんのショートカットアイコンが作成されます。



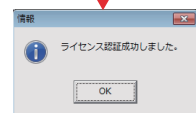
※ホームページ、ショートカットアイコンのデザインは変更になる場合があります。

3. アクティベーション(認証登録)

「給与くんSimple2019」を起動するとメッセージが表示されます。「はい」を選択し、「アクティベーション(認証登録)」を行ってください。



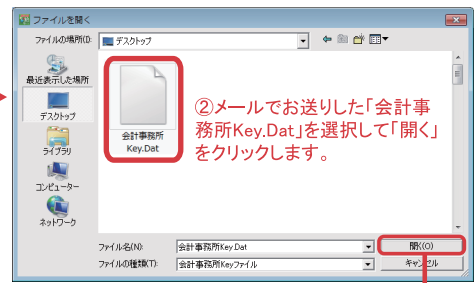
メールでお送りした認証シリアルNo、会社名、担当者名、電話番号、メールアドレスを入力し、「ライセンス認証」をクリックします。



4. 会計事務所ID変更



設定前は「000000」となっています



②メールでお送りした「会計事務所Key.Dat」を選択して「開く」をクリックします。

設定後は会計事務所No. が変更されます

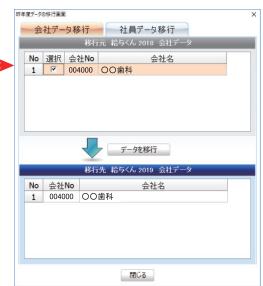
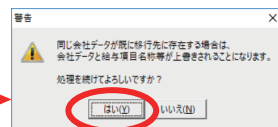
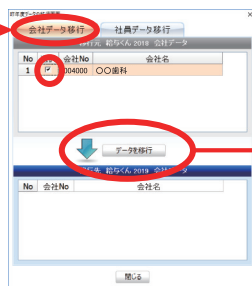


5. データ移行

昨年度からの会社データを移行した後、社員データを移行します。移行するデータに「✓」選択マークを入れてください。

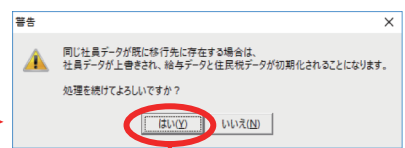
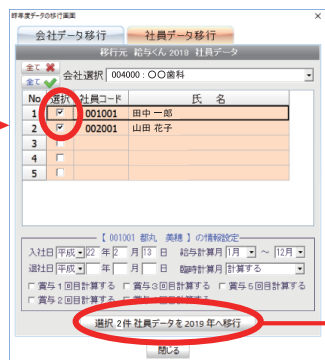
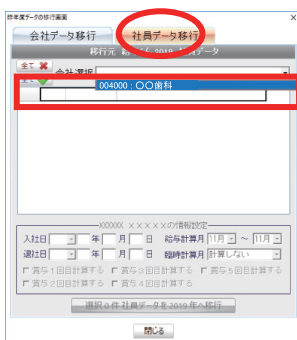
このように上書きされ会社データの移行が完了します

まずは会社データを移行します



次に社員データを移行します

平成31年度に移行するスタッフにだけチェックしてください
平成30年に退職者がいた場合は「✓」を入れないでください



社員データの移行が完了します

注意 ※ 中途入社の方は、計算月が1月からになっているか、必ず確認してください。

ご不明点は、担当までお気軽にお問い合わせください。
日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3593-3237

確定申告に必要な資料について

平成30年度の確定申告（平成31年3月15日提出期限）へ向けて、ご準備いただきたい書類をまとめました。該当書類がある場合は、下記の期日までに弊社までお送りください。

■ 平成31年1月15日(火)までに、**FAX**をしてください。

- ・ 資産の取得についてのお問い合わせ
- ・ 税務代理権限証書（押印済）
- ・ 確定申告連絡表（黄）

■ 平成31年1月31日(木)までに、**郵送**してください。

- ・ 税務代理権限証書（原本）
- ・ 12月分の月次資料
- ・ 所得控除関係資料
- ・ 棚卸等の連絡表一式
- ・ 確定申告連絡表（黄）

所得控除関係資料	対象内容	対象
医療費の領収書	原則として合計が10万円を超える場合 ※合計所得200万円未満は10万円以下でも可	領収書の原本
国民年金、国民年金基金の控除証明書		証明書の原本
健康保険などの支払がわかる資料	支払額と対象者の氏名がわかる資料	コピー可
小規模企業共済掛金払込証明書	11月以降に加入した場合は担当へご連絡ください	証明書の原本
生命保険料控除証明書	お手元に届いた証明書すべて	証明書の原本
地震保険料控除証明書	お手元に届いた証明書すべて	証明書の原本
寄附金控除証明書	お手元に届いた領収書、証明書、ご案内等	領収書の原本 証明書の原本

■ 平成31年2月15日(金)までに、**郵送**してください。

- ・ 1月分の月次資料

■ 届き次第、**FAX**をしてから、**郵送**してください。

必要書類	対象内容	対象
12月診療分決定通知書・支払調書	平成30年12月診療分	原本
歯科医師会費の一覧表、明細書	平成30年度分	コピー可
クレジットカードの利用明細	平成31年1月、2月引き落とし分	コピー可

その他、ご確認いただきたいこと

所得についてはご確認の上、**FAX**、**郵送**、またはお電話にて担当までご連絡をお願いいたします。



(1) 扶 養

人数など扶養者の変更等がありましたら、今回の確定申告連絡表（黄）にご記入の上、FAXしてください。



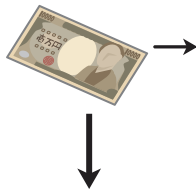
(2) 給 与

給与所得がある方は、必ず**源泉徴収票を郵送**してください。
 （他の医院に勤務、市町村での当番医、歯科医師会からの給与等）



(3) 住宅借入金等

平成30年中に住宅を購入し住み始め、初めて住宅借入金等特別控除を受ける方は、弊法人にご連絡ください。必要書類一覧表を郵送いたします。



(4) 事業所得以外の所得

歯科医院以外に所得がある場合は、弊法人にご連絡ください。
 特に**譲渡所得**のある方は、お早目にご連絡ください。

事業所得以外の所得

所得の種類	収入内容等	必要書類	必着期限
利子所得	預貯金等の利子	原則的には源泉分離で申告不要です	1月下旬
配当所得	株・出資金の配当等	配当の支払調書 その他内容のわかるもの	1月下旬
不動産所得	貸屋・アパート収入	家賃・地代収入、経費の資料 賃貸契約書のコピー	1月下旬
給与所得	給料・賞与	源泉徴収票	1月下旬
退職所得	退職金	退職所得の源泉徴収票	1月下旬
譲渡所得	土地・家屋 有価証券	売買契約書、領収書 購入時の資料 【TEL・FAXでご連絡ください】	至 急
一時所得	生命保険金の満期返戻金等	内容がわかる資料	1月下旬
雑所得	原稿料、貸付金利子 年金、恩給等	支払調書等	1月下旬

※特定口座年間取引報告書が証券会社等から届いた場合は、損失又は取引なしでも弊法人へ郵送ください。

確定申告についてのご相談は、担当者までご連絡ください。
 日本クリアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3593-3237

■ 複数の税率への実務対応

複数の税率が設定されることから、売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分して帳簿を記録する必要があります。

ただし、消費税の免税事業者になっている医院は今までと同じ帳簿の記録方法で問題ありません。

◇ 帳簿の記載例

	日時	適用	税区分	借方(税込)
①	12月25日	〇〇デンタル(株) 医薬仕入	10%	220,000
②	12月25日	〇〇コンビニ 従業員用 飲料水	8%	1,080
③	12月26日	〇〇レストラン 飲食代 院内ミーティング	10%	4,400

◇ 請求書の記載例

① 〇〇デンタル分

	前回		今回	
	お買上合計額	お買上額(円)	お買上合計額(円)	
器材		100,000	100,000	
機械		50,000	50,000	
貴金属		50,000	50,000	
小計		200,000	200,000	
新税率10%対象		200,000	200,000	
消費税額(10%)		20,000	20,000	
合計		220,000	220,000	

② 〇〇コンビニ

〇〇コンビニ	
12月25日 12時30分	
飲料水	1,000 円
小計	1,000 円
軽減税率8%対象	1,000 円
消費税額(8%)	80 円
合計	1,080 円

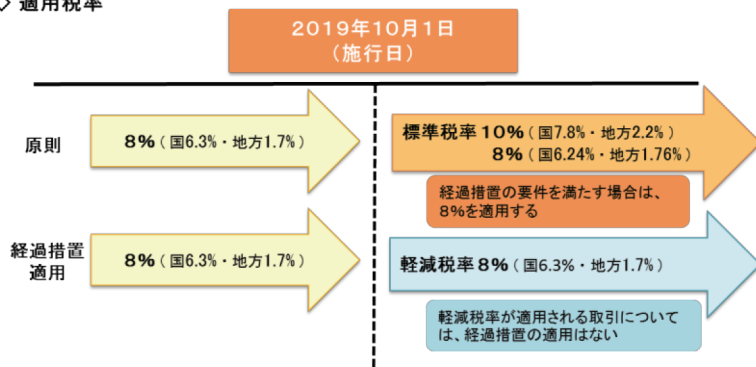
③ 〇〇レストラン

〇〇レストラン	
12月26日 19時15分	
飲食代	4,000 円
小計	4,000 円
新税率10%対象	4,000 円
消費税額(10%)	400 円
合計	4,400 円

■ 経過措置の適用

資産の譲渡等のうち一定のものには、旧税率8%が適用される経過措置が設定されます。消費税率の経過措置の適用については、それぞれの経過措置で設定されている要件を満たす場合は必ず旧税率の8%を適用しなければなりません。

◇ 適用税率



原則

2019年9月30日までに締結した契約、仕入れを締結した商品であっても、2019年10月1日以後に販売されるものは、消費税率10%を適用する。

※詳細は、来月以降にお伝えいたします

日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 328号

■発行日：2019年1月5日

■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部

■URL：https://ca-medical.jp

■お問合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245

▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング33階
電話：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

〈国内〉 東京 / 大阪 / 千葉

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング